

石狩市介護保険条例の一部改正 (新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 介護保険料の減免)

1. 改正概要

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、世帯の主たる生計維持者が死亡した場合や収入の減少が見込まれる場合には、介護保険の保険者の行った介護保険料の減免に要する費用に対する国の財政支援の取扱いの予定が示されたことから、介護保険条例の一部改正を行った。(条例の市長専決日 令和2年5月 20 日)

2. 減免の概略

世帯の主たる生計維持者が、次の場合に該当するとき、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限がある第1号保険料を減免する。

(1) 死亡又は重篤の場合

- ・減免の対象となる保険料額の全部

(2) 事業収入等の減少が見込まれ（前年比 3/10 以上の減少が対象）、かつその事業収入等にかかる所得以外の前年所得の合計額が 400 万円以下の場合

- ・減免の対象となる保険料額の一部（対象保険料×前年合計所得に占める当該事業収入等の割合×8/10（下記の全部の場合以外で前年所得が 200 万円以下、事業等の廃止、失業の場合は 10/10）
- ・減免の対象となる保険料額の全部（前年の合計所得金額に対し、減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額が同じであり、合計所得が 200 万円以下の場合）

3. 周知等

- ・当初賦課の通知書発送時（6 月 12 日）に案内文を同封。
- ・広報いしかり 6 月号、市ホームページ等において周知を図る。
- ・担当に電話相談の後に申請書類等を送付し、郵送による申請を呼び掛けている。